

議案第 32 号

栗山町介護保険条例の一部を改正する条例

栗山町介護保険条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（保険料率）

第 2 条 平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（法第 130 条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第 1 号被保険者（法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者という。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。）第 38 条第 1 項第 1 号に掲げる者 29,400 円
- (2) 令第 38 条第 1 項第 2 号に掲げる者 44,100 円
- (3) 令第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる者 44,100 円
- (4) 令第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる者 52,900 円
- (5) 令第 38 条第 1 項第 5 号に掲げる者 58,800 円
- (6) 令第 38 条第 1 項第 6 号に掲げる者 70,500 円
- (7) 令第 38 条第 1 項第 7 号に掲げる者 76,400 円
- (8) 令第 38 条第 1 項第 8 号に掲げる者 88,200 円
- (9) 令第 38 条第 1 項第 9 号に掲げる者 99,900 円

2 所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第 1 号に該当する者の平成 27 年度から平成 28 年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,400 円とする。

第 4 条第 3 項中「及びハ」を「若しくはニ」に、「又は第 5 号ロ」を「、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ又は第 8 号ロ」に、「から第 5 号」を「から第 8 号」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

（改正法附則第 14 条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置）

第 7 条 法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業について

は、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。

2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の栗山町介護保険条例第2条の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

栗山町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<u>(保険料率)</u> 第2条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 29,200円 （2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 29,200円 （3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 43,800円 （4） 令第38条第1項第4号に掲げる者 58,500円 （5） 令第38条第1項第5号に掲げる者 73,100円 （6） 令第38条第1項第6号に掲げる者 87,700円	<u>(保険料率)</u> 第2条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、当該年度分の保険料の賦課期日（法第130条に規定する保険料の賦課期日をいう。以下同じ。）における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 （1） 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第38条第1項第1号に掲げる者 29,400円 （2） 令第38条第1項第2号に掲げる者 44,100円 （3） 令第38条第1項第3号に掲げる者 44,100円 （4） 令第38条第1項第4号に掲げる者 52,900円 （5） 令第38条第1項第5号に掲げる者 58,800円 （6） 令第38条第1項第6号に掲げる者 70,500円 （7） 令第38条第1項第7号に掲げる者 76,400円 （8） 令第38条第1項第8号に掲げる者 88,200円 （9） 令第38条第1項第9号に掲げる者 99,900円 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、26,400円とす

改 正 前	改 正 後
(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料) 第4条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ____、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロ_____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の合算額とする。 4 略	る。 (賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料) 第4条 略 2 略 3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第8号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の合算額とする。 4 略 附 則 (改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置) 第7条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に

改正前	改正後
	<u>鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。</u> ○ 2 法第115条の45第2項第4号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。 3 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。 4 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。